

半期報告書

(第12期中) 自 平成28年4月1日
至 平成28年9月30日

中日本高速道路株式会社

名古屋市中区錦二丁目18番19号

(E04371)

目次

【表紙】	
第一部 【企業情報】	1
第1 【企業の概況】	1
1 【主要な経営指標等の推移】	1
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【業績等の概要】	4
2 【生産、受注及び販売の状況】	7
3 【対処すべき課題】	7
4 【事業等のリスク】	7
5 【経営上の重要な契約等】	7
6 【研究開発活動】	7
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	8
第3 【設備の状況】	11
1 【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	11
2 【道路資産】	12
第4 【提出会社の状況】	14
1 【株式等の状況】	14
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【中間連結財務諸表等】	17
2 【中間財務諸表等】	49
第6 【提出会社の参考情報】	60
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	61
第1 【保証会社情報】	61
第2 【保証会社以外の会社の情報】	61
1 【当該会社の情報の開示を必要とする理由】	61
2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】	62
3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】	63
第3 【指数等の情報】	64
[中間監査報告書]	

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成28年12月19日
【中間会計期間】	第12期中（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）
【会社名】	中日本高速道路株式会社
【英訳名】	Central Nippon Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮池 克人
【本店の所在の場所】	名古屋市中区錦二丁目18番19号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 萩原 久士
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄二丁目3番6号
【電話番号】	052-222-1620（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 萩原 久士
【縦覧に供する場所】	中日本高速道路株式会社 東京支社 （東京都港区虎ノ門四丁目3番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日
営業収益 (百万円)	526,504	381,030	431,655	938,169	1,300,352
経常利益 (百万円)	10,049	20,923	21,909	7,037	11,869
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益 (百万円)	5,794	13,724	14,424	4,394	7,912
中間包括利益又は包括利益 (百万円)	7,833	14,214	19,142	9,620	△13,344
純資産額 (百万円)	203,446	218,291	209,430	204,126	190,685
総資産額 (百万円)	1,356,658	1,524,739	1,325,951	1,480,644	1,156,585
1株当たり純資産額 (円)	1,539.65	1,662.27	1,600.99	1,552.68	1,450.92
1株当たり中間(当期)純 利益金額 (円)	44.57	105.56	110.95	33.80	60.86
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	14.8	14.2	15.7	13.6	16.3
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	75,592	△114,721	△205,597	63,664	305,202
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△11,669	△8,951	△12,123	△18,318	△23,394
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (百万円)	△47,203	58,768	249,444	27,950	△394,752
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高 (百万円)	129,346	121,020	104,701	185,924	72,979
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	9,805 (2,253)	9,855 (2,496)	9,915 (2,551)	9,763 (2,342)	9,804 (2,570)

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員(当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は各期間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第10期中	第11期中	第12期中	第10期	第11期
会計期間	自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日	自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日	自平成28年 4月1日 至平成28年 9月30日	自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日	自平成27年 4月1日 至平成28年 3月31日
営業収益 (百万円)	514,892	368,608	419,561	914,371	1,275,222
経常利益 (百万円)	9,574	19,124	20,964	2,721	3,241
中間(当期)純利益 (百万円)	5,151	12,807	14,179	628	2,464
資本金 (百万円)	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000
発行済株式総数 (千株)	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
純資産額 (百万円)	180,690	188,975	192,812	176,168	178,632
総資産額 (百万円)	1,334,287	1,500,353	1,298,492	1,457,627	1,130,922
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.5	12.6	14.8	12.1	15.8
従業員数 (人)	2,147	2,124	2,056	2,126	2,112

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 中間連結財務諸表を作成しており、中間財務諸表に1株当たり純資産額、1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記していないため、1株当たり純資産額、1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の記載を省略しております。

3. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。)であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容の重要な変更及び主要な関係会社の異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）	
高速道路事業	8,961	(1,567)
休憩所事業	514	(922)
その他（関連）事業	113	(62)
全社（共通）	327	(0)
計	9,915	(2,551)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は、当中間連結会計期間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。

2. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年9月30日現在

従業員数（人）	2,056
---------	-------

(注) 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員により、中日本高速道路労働組合が組織され、政府関係法人労働組合連合に加盟しています。
なお、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 安全性向上への不断の取組み

平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル上り線天井板落下事故では、9名の方がお亡くなりになり、多くの方々が被害に遭われました。私たちは、「二度とこのような事故を起こしてはならない」という深い反省と強い決意のもと、社外の有識者からなる「安全性向上有識者委員会」から頂いたご意見や国土交通省が設置した「トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会」の報告、その他外部の委員会の意見等を踏まえ、平成25年7月に「安全性向上3カ年計画」を策定・公表しました。この計画は、「安全を最優先とする企業文化の構築」、「構造物の経年劣化や潜在的リスクに対応した業務プロセスの見直し」、「安全管理体制の確立」、「体系化された安全教育を含む人材育成」、「安全性向上に向けた事業計画」の5項目からなり、項目ごとに具体的な施策を定めています。

平成28年6月には、平成25年度から平成27年度までの「安全性向上3カ年計画」全体の実施状況を「安全性向上有識者委員会」に報告し、同委員会からご意見をいただくとともに、実施状況を公表しました。

安全を最優先とする企業文化の構築、業務プロセスの見直し、安全管理体制の確立及び人材育成といった、いわゆる「安全文化の醸成」については、3カ年計画においてルールや仕組みを整備し全ての施策に取り組み、それぞれの施策のPDCAサイクルを循環させながら、今後とも安全性向上の取組みを継続的に進めていくことができる体制を確立しました。特に、笹子トンネル天井板落下事故の記憶を風化させず、社員の安全意識を更に徹底するため、安全を最優先し自ら考える人材を育成することを目指し、平成27年8月に同事故の被害にあった車両をはじめとした事故関係資料を保存・掲示した「安全啓発室」を整備し、同年9月にグループ会社も含めた社員研修への活用を開始しました。さらに、現場の課題を社内でも共有するとともに、安全最優先の経営理念の浸透を図るため、経営陣と現場の社員との双方向のコミュニケーションの強化にも取り組んでおります。また、道路構造物に係る全社的に取り組む顕在リスクの対策方針案の策定、潜在的リスクの評価等を行うため、平成28年7月に「構造物のリスクに関する調査検討会」を設置しました。

事業計画として、3カ年で達成することとしていた施策である、トンネル天井板やジェットファン、大型標識等の重量構造物の撤去・移設や二重の安全対策、鉄道等の重要交差箇所のコンクリート剥落対策等については、平成27年度までに完了しました。3カ年及びそれ以降も継続する施策である、橋梁床版の取替、トンネル照明設備の更新等については、平成27年度までに行うこととしていたものは完了し、今後も継続するものについては、引き続き計画的に行ってまいります。

また、引き続き社外の有識者の意見を採用入れ、継続的な安全性向上の取組みの改善を図るため、「安全性向上有識者委員会」の後継として、新たに平成28年8月に「安全性向上有識者会議」を設置しました。

そして、平成28年度に新たに策定した「経営計画チャレンジV（ファイブ）2016-2020」では、その中の経営方針の柱の最上位に「高速道路の安全性向上と機能強化の不断の取組み」を位置づけ、これまでの計画を継承した『安全性向上への「5つの取組み方針」』に従って、高速道路の安全性向上と機能強化の取組みを着実に進めてまいります。

「安全性向上3カ年計画」は完了しましたが、私たちは改めてこの事故をしっかりと胸に刻み込み、ご遺族の皆さま、被害にあわれた皆さまに真摯に対応してまいります。

(2) 業績

当中間連結会計期間の当社グループの事業については、交通量は増加し、料金収入も計画を上回って推移しました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は431,655百万円（前年同期比13.3%増）、営業利益は21,269百万円（同5.0%増）、経常利益は21,909百万円（同4.7%増）、親会社株主に帰属する中間純利益は14,424百万円（同5.1%増）となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

（高速道路事業）

建設事業については、平成28年8月11日に新名神高速道路・東海環状自動車道 四日市ジャンクション～東員インターチェンジ間5.8kmを開通させました。また、中部横断自動車道（六郷インターチェンジ～増穂インターチェンジ間）9.3kmは、平成28年度内の開通に向けて事業を進めています。

平成29年度以降の開通予定区間である新東名高速道路（海老名南ジャンクション～御殿場ジャンクション間）、中部横断自動車道（新清水ジャンクション～富沢インターチェンジ間）、新名神高速道路（新四日市ジャンクション～亀山西ジャンクション間）、東京外かく環状道路（中央ジャンクション～東名ジャンクション間）、名古屋第二環状自動車道（飛島ジャンクション～名古屋西ジャンクション間）及び東海北陸自動車道四車線化事業（白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間）についても着実に事業を推進しました。

保全・サービス事業については、高速道路の機能を最大限に発揮させ、信頼性の高い高速道路ネットワークとお客様に満足いただけるサービスを24時間365日提供するための各種業務を行っています。

道路構造物の計画的な保全のため、日々の高速道路の巡回により、道路構造物の状態を確認するほか、法令に基づき5年に1度、橋梁やトンネルなど構造物を近接目視等による詳細点検を行っています。また点検により損傷が確認された構造物は、補修計画を策定し早期の補修に取り組んでいます。

構造物の老朽化や近年の厳しい気象環境などによる損傷が発生しているため、「高速道路リニューアルプロジェクト」として橋梁やトンネル等の道路構造物の大規模更新・大規模修繕事業を進めています。

道路構造物の劣化に多大な影響を与え、重大な交通事故につながる恐れのある重量超過など車両制限令に違反する車両に対して平成27年度から重量違反車両の取り締まりを強化し、厳しい措置命令の導入や特に悪質な違反者に対する警察への告発など、違反車両の撲滅に取り組みました。

高速道路の料金については、社会資本整備審議会の間答申などにに基づき、平成28年4月1日より首都圏の高速道路料金を見直しました。これまでは整備経緯の違いにより車種区分や料金水準が路線や管理者ごとに異なりましたが、料金体系を整理、統一し、起終点間の最短距離を基本とした料金に変更しました。

渋滞対策として、東名高速道路大和トンネル付近や中央自動車道小仏トンネル付近での付加車線設置など交通混雑を緩和する対策を進めています。

交通事故対策として、高輝度レーンマークの整備など走行環境を改善する対策と、交通安全のPR活動といったお客様の安全意識の向上につながる対策を進めました。

大規模災害時においても、ネットワークを活用した迅速な緊急輸送ルートを確保するため、業務継続計画（BCP）に基づき、防災訓練の実施や関係機関との連携強化及び復旧に必要な資機材の備蓄などに努めました。また、大規模地震発生時においても甚大な被害を防ぐため、橋梁などの道路構造物の耐震補強を進めています。

こうした中、営業収益は404,836百万円（前年同期比12.7%増）、営業利益は18,085百万円（前年同期比7.4%増）となりました。

また、当中間連結会計期間の通行料金収入は337,651百万円（同0.7%増）でした。

（注）上記のうち、工事中のインターチェンジ等の名称は仮称のものを含まず。

（休憩所事業）

休憩所事業については、「お招き」と「おもてなし」の心でお客さまをお迎えし、何度でも訪れたいと感じていただけるような個性豊かで魅力あふれるサービスエリアの創造に取り組みました。

お客さまニーズを捉えた売場改善、訪日外国人の増加に合わせたインバウンド対応を進めるなど、お客様サービスと収益力の向上を図りました。

また、映画とタイアップしたキャンペーンの実施や、オリジナルおみやげブランド「プレみや」を展開するなど、サービスエリアの魅力を高める新たな取り組みを行いました。東名高速道路 EXPASA富士川（上り線）では、新たなランドマークとなる観覧車について、平成29年2月23日の開業に向け建設を進めています。

このほか、地元と連携した売り場づくりによる地域商品の販売強化や、地域物産展の実施、近隣住民の方々が参加するイベントの開催など、地域活性化や地域社会との連携強化に努めました。

こうした中、営業収益は16,582百万円（前年同期比0.2%増）、営業利益は3,237百万円（同5.2%減）となりました。

（その他（関連）事業）

その他の関連事業については、観光振興事業、地域開発事業、海外事業などの事業を営んでいます。

観光振興事業については、自治体と連携した高速道路の周遊エリア内が定額で乗り放題となるドライブプラン（企画割引）策定や地域の魅力をPRするフォトロゲイニングのイベント、地域誘客キャンペーン開催の観光振興に取り組むとともに、旅行会社と連携した企画割引と宿泊がセットとなったドライブ旅行商品の拡充を図りました。また、訪日外国人向け企画割引の利便性向上を図るため、新たにホームページ上に宿泊情報などの提供を行ったほか、高速道路の工事現場などのインフラコンテンツを組み込んだ旅行ツアーの企画販売にも取り組みました。

地域開発事業については、開業1周年を迎えた複合商業施設「テラスゲート土岐」に関し、お客様サービスや認知度の向上、集客力の強化を図る観点から、イベントやキャンペーンなどを継続実施したほか、社宅跡地を活用した、宅地分譲の事業化に向けた準備を進めています。

海外事業については、当社の関連会社である日本高速道路インターナショナル(株)等と協力して、アジア・欧米の高速道路事業に係る現地調査を実施するとともに、関係機関と事業条件の協議を進めました。また、コンサルティング業務を新たにベトナム及びキルギスで2件受注し、昨年度からの継続案件4件を含め現地技術者の能力向上等に貢献しました。このほか、海外からの視察団の受入れ等の積極的な国際交流を通じて、幅広い情報交換ネットワ

ークの構築を進めたほか、国が実施する海外協力事業への社員の派遣、海外の道路関係会議において日本の高速道路技術を紹介するなど、国際貢献にも努めました。

このほか、サービスエリア・パーキングエリアを利用いただくお客さまの決済利便性の向上を図るため、電子マネーの導入を推進しました。

こうした中、当中間連結会計期間の営業収益は10,252百万円（前年同期比96.5%増）、営業損失は57百万円（前年同期は営業利益8百万円）となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

税金等調整前中間純利益21,851百万円に加え、減価償却費10,461百万円などによる増加があった一方、たな卸資産の増加額118,316百万円、仕入債務の減少額87,972百万円等により、営業活動によるキャッシュ・フローは、205,597百万円の資金支出（前年同期比79.2%増）となりました。

なお、上記たな卸資産の増加額は、その大部分が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）に帰属することとなる資産の増加によるものであります。かかる資産は、中間連結貸借対照表上は「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上され、その建設には財務活動の結果得られた資金を充てております。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

料金機械、ETC装置等の設備投資12,363百万円等により、投資活動によるキャッシュ・フローは、12,123百万円の資金支出（前年同期比35.4%増）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

道路建設関係社債償還による支出60,000百万円があった一方、道路建設関係社債発行による収入310,075百万円による増加等により、財務活動によるキャッシュ・フローは、249,444百万円の資金収入（前年同期比324.5%増）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末に比べ16,318百万円減少し、104,701百万円（同13.5%減）となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の状況については、前記「1 業績等の概要」においてセグメントの業績に関連付けて記載しております。

3 【対処すべき課題】

当社グループでは、中央自動車道笹子トンネル上り線における天井板落下事故という、決してあってはならない事故が発生した事実を厳粛かつ深刻に受け止め、お亡くなりになられた皆さま、ご遺族の皆さま、被害にあわれた皆さまへのお詫びの気持ちと「二度とこのような事故を起こしてはならない」という深い反省と強い決意を胸に、平成28年度に新たに策定した「経営計画チャレンジV（ファイブ）2016-2020」を着実に実行し、再発防止の徹底と安全性向上に取り組んでまいります。

4 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはございません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5 【経営上の重要な契約等】

機構と締結する協定について

当社及び機構は、上市スマートインターチェンジ等のスマートインターチェンジの設置等事業の追加、外形標準課税対応による計画管理費の見直し等に伴い、平成28年6月6日付で「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」を一部変更しております。当該協定においては、事業の追加、外形標準課税対応による計画管理費、料金収入及び事業費の計画が変更されています。

6 【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術開発を行っております。かかる技術開発の基本方針は、①安全を確保する効果的・効率的な道路保全、②安全で円滑な使いやすい高速道路、③災害に強く安全なネットワーク、④地球環境を保全する取組み、⑤国内外で活用される技術の構築・展開、の実現です。

これらの基本方針に基づき、①点検業務の高度化・効率化、②ライフサイクルコストの低減や品質確保、工期短縮等につながる大規模更新・大規模修繕技術、③ICTの活用や自動運転を支援する道路インフラ技術による交通安全支援・交通渋滞緩和技術、の3点を重点技術として設定して開発に取り組んでいます。

主たる研究活動を実施するにあたって、当社は、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と共同して㈱高速道路総合技術研究所を設立し、3社共通の技術課題への対応、集約による技術力の確保と向上、人的資産を含む技術資産の活用を図っております。

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、476百万円であります。そのうち、安全・安心に関する研究開発費の総額は、165百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

本項に記載した予見、見通し、所感等の将来に関する事項は、半期報告書提出日現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意下さい。

(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因

① 高速道路事業の特性

高速道路事業については、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）の規定により機構と平成18年3月31日付で締結した協定並びに特措法の規定による同日付事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を収受し、かかる料金収入から機構への賃借料及び当社が負担する管理費用の支払いに充てております（協定については、前事業年度の有価証券報告書中に記載する「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等 (1) 機構と締結する協定」及び前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 経営上の重要な契約等」をご参照下さい。）。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の収受する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、各会計年度においては、料金収入や管理費用等の実績と当初計画との乖離等により利益又は損失が生じる場合があり、かかる利益は、将来の高速道路資産賃借料の確実な支払いを始めとする的確な事業運営への備えとして積み立てていきたいと考えております。

また、高速道路事業においては、ゴールデンウィークなどを含む上期は下期と比較して料金収入が多くなる一方、上期の費用は、雪氷対策や集中工事などの影響を受ける下期に比較して少なくなる傾向があります。

② 機構による債務引受け等

既述のとおり、当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところであります。機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を概ね調達時期が古い順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定すること、債務引受けは重畳的債務引受けの方法によること等、債務引受けの実際の運用について確認しております。

なお、高速道路に係る道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表に計上されないこととなりますが、当該債務について、当社は引き続き機構と連帯してその弁済の責めを負うこととされており、かかる債務の履行に関する主たる取扱いは機構が行うこととなります。

また、日本道路公団（以下「道路公団」といいます。）の民営化に伴い当社、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が承継した道路公団の債務の一部について、当社と、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱との間に、連帯債務関係が生じております（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第16条）。

③ 安全性向上積立金の活用

第8回定時株主総会（平成25年6月24日開催）において、高速道路の安全性向上に資する施策に充てることを目的として高速道路事業積立金から120億円を充当し、「安全性向上積立金」を設けました。

上記②に記載のとおり、機構は、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされておりますが、安全性向上積立金を利用して行う事業については、安全性向上に係る道路資産の形成に要する費用の一部を機構による債務引受けの対象外として行います。

前連結会計年度においては、安全性向上に係る道路資産の形成に要する費用として、ジェットファンの二重の安全対策、大型標識等の重量構造物の移設又は二重の安全対策、鉄道等の重要交差箇所のコンクリート剥落対策等に要した約40億円の債務を機構による債務引受けの対象外とすることとし、その損失については、第11回定時株主総会（平成28年6月24日開催）において、安全性向上積立金から取り崩し、前述の安全性向上積立金を利用して行う事業については、完了いたしました。

当社といたしましては、引き続き『安全性向上への「5つの取組み方針」』に従って、高速道路の安全性向上と機能強化の取組みを着実に進めてまいります。

(2) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」といいます。）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

かかる中間連結財務諸表の作成に際しては、中間連結決算日における資産、負債及び中間連結会計期間における収益、費用の金額並びに開示に影響を与える事項についての見積りを行う必要があります。当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる様々な要因に基づき合理的に判断を行い、継続して評価を行っておりますが、見積り特有の不確実性が存在するため、実際の結果はこれら見積りと異なる場合があります。

当社グループの中間連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、後記「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しておりますが、特に以下の会計方針が、当社グループの中間連結財務諸表においては重要なものであると考えております。

① 仕掛道路資産

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた資産は、当社中間連結財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、かかる資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費、人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額となります。また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは上記建設価額に算入しております。

なお、上記「(1) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」に記載のとおり、かかる資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき道路資産として機構に帰属すると同時に、協定に基づき当社が機構から借り受けることとなりますが、かかる借受けについてはオペレーティング・リースとして処理し、借受けに係る資産及び負債は当社グループの中間連結財務諸表には計上されないこととなります。

② 完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については、工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

③ ETCマイレージサービス引当金

当社グループは、ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しておりますが、実際に発生した費用が見積りと異なる場合には、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

④ 仕掛道路損失引当金

当社グループは、将来の道路資産の引渡時の損失に備えるため、当中間連結会計期間末の仕掛道路資産のうち、損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものについて、損失見込額を仕掛道路損失引当金として計上することとしておりますが、見積りを超える損失が発生した場合、引当金の追加計上が必要となる可能性があります。

なお、当中間連結会計期間末の仕掛道路資産については、将来の引渡時の損失が見込まれないため、残高はありません。

⑤ 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

⑦ 固定資産の減損

当社グループは、多くの固定資産を保有しております。これら固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等多数の前提条件に基づき算出し、減損の要否を検討しております。

(3) 経営成績の分析

① 営業収益

当中間連結会計期間における営業収益は431,655百万円（前年同期比13.3%増）となりました。内訳は、高速道路事業が404,836百万円（同12.7%増）、休憩所事業が16,582百万円（同0.2%増）、その他（関連）事業については10,252百万円（同96.5%増）でした。

② 営業利益

当中間連結会計期間における営業費用は410,386百万円（同13.8%増）となりました。内訳は、高速道路事業が386,750百万円（同12.9%増）となり、休憩所事業13,345百万円（同1.6%増）、その他（関連）事業については10,309百万円（同97.9%増）でした。

以上により、当中間連結会計期間における営業利益は21,269百万円（同5.0%増）となりました。内訳は、高速道路事業が18,085百万円（同7.4%増）、休憩所事業が3,237百万円（同5.2%減）、その他（関連）事業が営業損失57百万円（前年同期は営業利益8百万円）でした。

③ 経常利益

当中間連結会計期間の営業外収益は、持分法による投資利益211百万円等の計上により678百万円（同1.8%減）、営業外費用は物品売却損13百万円等の計上により38百万円（同31.0%増）となりました。

以上の結果、当中間連結会計期間の経常利益は21,909百万円（同4.7%増）となりました。

④ 親会社株主に帰属する中間純利益

当中間連結会計期間の特別利益は、固定資産売却益81百万円の計上により81百万円（同130.1%増）、特別損失は固定資産除却損97百万円等の計上により139百万円（同109.1%増）となりました。

以上の結果、法人税等を控除した親会社株主に帰属する中間純利益は14,424百万円（同5.1%増）となりました。なお、1株当たり中間純利益金額は110円95銭であります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当中間連結会計期間におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 業績等の概要 (3) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達は、営業活動のほか、道路建設関係社債の発行を通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第一部 企業情報 第3 設備の状況」に記載しております。

第3【設備の状況】

当社グループの行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の中間連結財務諸表及び中間財務諸表において「たな卸資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が道路公団から承継した道路資産と併せ、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定により締結された協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は上記のとおり当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 主要な設備の状況

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

2 【道路資産】

(1) 主要な道路資産の状況

当中間連結会計期間において、特措法第51条の規定による工事完了に伴い、新たに66,564百万円の仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなりました。その内訳は下表のとおりとなっております。

路線・区間等		帰属時期（注1）	道路資産完成高 （百万円）（注2）
高速自動車国道 近畿自動車道名古屋神戸線	三重県四日市市伊坂町～ 三重県四日市市北山町 新設	平成28年8月	42,099
一般国道475号 （東海環状自動車道）	三重県員弁郡東員町大字長深～ 三重県四日市市北山町 新設	平成28年8月	2,124
	岐阜県関市下有知 （美濃関ジャンクション） 改築	平成28年9月	153
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	修繕	平成28年6月	21,835
		平成28年9月	
一般国道158号 （中部縦貫自動車道（安房峠道 路））	修繕	平成28年6月	148
		平成28年9月	
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	災害復旧	平成28年6月	137
高速自動車国道 中央自動車道富士吉田線等	特定更新等工事	平成28年9月	65
合計			66,564

（注）1. 仕掛道路資産が機構に帰属し借受道路資産となった時期を記載しております。

2. 道路資産完成高には、消費税等は含まれておりません。

また、平成28年9月30日現在の主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

(平成28年9月30日現在)

区分		賃借料(百万円) (注1)(注3)
全国路線網	高速自動車国道中央自動車道富士吉田線	451,899 (注2)
	高速自動車国道中央自動車道西宮線(大月市から東近江市まで(八日市インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道中央自動車道長野線(岡谷市から安曇野市まで(安曇野インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道第一東海自動車道	
	高速自動車国道東海北陸自動車道	
	高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線	
	高速自動車国道中部横断自動車道	
	高速自動車国道北陸自動車道(富山県下新川郡朝日町から米原市まで(朝日インターチェンジを含む。))	
	高速自動車国道近畿自動車道伊勢線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線	
	高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線(愛知県海部郡飛島村から甲賀市まで(甲賀土山インターチェンジを含まない。))	
	高速自動車国道近畿自動車道尾鷲多気線	
	高速自動車国道近畿自動車道敦賀線(小浜市から敦賀市まで(小浜インターチェンジを含まない。))	
	一般国道1号(新湘南バイパス)	
	一般国道1号(西湘バイパス)	
	一般国道138号(東富士五湖道路)	
	一般国道271号(小田原厚木道路)	
	一般国道302号(伊勢湾岸道路)	
	一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(茅ヶ崎市から海老名市門沢橋まで及び海老名市中新田からあきる野市まで(あきる野インターチェンジを含まない。))	
一般国道475号(東海環状自動車道)(豊田市から四日市市まで)		
一の路線	一般国道158号(中部縦貫自動車道(安房峠道路))	266
合計		452,165

- (注) 1. 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの機構からの賃借料を記載しております。
2. 全国路線網の賃借料は、全国路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではなく、全国路線網一括で定められております。
3. 賃借料は、協定の規定により、各連結会計年度の料金収入の金額に応じて変動する場合があります。なお、賃借料には消費税等は含まれておりません。

(2) 道路資産の建設、除却等の計画

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した当社グループの道路資産に係る重要な建設計画について、重要な変更はありません。また、新たに確定した道路資産に係る重要な建設計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	520,000,000
計	520,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数（株） （平成28年9月30日）	提出日現在発行数 （株） （平成28年12月19日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	130,000,000	130,000,000	非上場	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式、 単元株式数は100株。
計	130,000,000	130,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 （株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成28年4月1日～ 平成28年9月30日	—	130,000,000	—	65,000	—	65,000

(6)【大株主の状況】

平成28年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（%）
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	130,000,000	100.00
計	—	130,000,000	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 130,000,000	1,300,000	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	—	—	1単元 (100株) 未満の株式
発行済株式総数	130,000,000	—	—
総株主の議決権	—	1,300,000	—

② 【自己株式等】

平成28年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

当社の株式は非上場であり、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、半期報告書提出日までにおいて役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年6月1日国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	※2 73,444	※2 105,163
高速道路事業営業未収入金	72,387	80,990
未収入金	9,777	※5 15,328
有価証券	50	—
たな卸資産	686,097	804,414
その他	28,600	37,588
貸倒引当金	△10	△11
流動資産合計	870,347	1,043,474
固定資産		
有形固定資産		
土地	120,413	120,451
その他(純額)	142,081	138,279
有形固定資産合計	※1, ※3 262,494	※1, ※3 258,731
無形固定資産	8,884	8,472
投資その他の資産		
投資その他の資産	14,378	14,234
貸倒引当金	△514	△510
投資その他の資産合計	※2 13,864	※2 13,723
固定資産合計	285,243	280,927
繰延資産	994	1,549
資産合計	※2 1,156,585	※2 1,325,951
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	158,267	80,052
未払法人税等	2,940	8,785
引当金	3,149	3,493
その他	69,539	※5 45,311
流動負債合計	233,897	137,643
固定負債		
道路建設関係社債	※2 535,721	※2 786,579
道路建設関係長期借入金	68,013	68,129
長期借入金	832	782
引当金	8,824	9,318
退職給付に係る負債	91,204	86,734
その他	27,405	27,333
固定負債合計	732,002	978,877
負債合計	965,899	1,116,520

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金	71,868	72,245
利益剰余金	77,376	91,801
株主資本合計	214,245	229,047
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	53	52
退職給付に係る調整累計額	△25,679	△20,970
その他の包括利益累計額合計	△25,625	△20,917
非支配株主持分	2,065	1,301
純資産合計	190,685	209,430
負債純資産合計	1,156,585	1,325,951

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業収益	381,030	431,655
営業費用		
道路資産賃借料	240,558	235,660
高速道路等事業管理費及び売上原価	80,829	134,312
販売費及び一般管理費	※1 39,380	※1 40,413
営業費用合計	360,768	410,386
営業利益	20,261	21,269
営業外収益		
受取利息	44	3
土地物件貸付料	91	103
負ののれん償却額	171	171
持分法による投資利益	141	211
原因者負担収入	62	67
その他	179	120
営業外収益合計	690	678
営業外費用		
支払利息	10	11
物品売却損	12	13
その他	6	12
営業外費用合計	29	38
経常利益	20,923	21,909
特別利益		
固定資産売却益	※2 35	※2 81
特別利益合計	35	81
特別損失		
固定資産除却損	※3 61	※3 97
投資有価証券売却損	—	41
その他	5	1
特別損失合計	66	139
税金等調整前中間純利益	20,891	21,851
法人税、住民税及び事業税	7,592	7,396
法人税等調整額	△462	19
法人税等合計	7,130	7,416
中間純利益	13,761	14,434
非支配株主に帰属する中間純利益	37	9
親会社株主に帰属する中間純利益	13,724	14,424

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
中間純利益	13,761	14,434
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△0	3
退職給付に係る調整額	464	4,792
持分法適用会社に対する持分相当額	△11	△88
その他の包括利益合計	452	4,707
中間包括利益	14,214	19,142
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	14,176	19,132
非支配株主に係る中間包括利益	37	9

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	71,650	69,464	206,114
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			13,724	13,724
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		70		70
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	70	13,724	13,794
当中間期末残高	65,000	71,720	83,188	219,909

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	52	△4,318	△4,265	2,276	204,126
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益					13,724
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					70
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△7	460	452	△80	371
当中間期変動額合計	△7	460	452	△80	14,165
当中間期末残高	44	△3,857	△3,813	2,195	218,291

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	65,000	71,868	77,376	214,245
当中間期変動額				
親会社株主に帰属する中間純利益			14,424	14,424
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		376		376
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）				
当中間期変動額合計	—	376	14,424	14,801
当中間期末残高	65,000	72,245	91,801	229,047

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	53	△25,679	△25,625	2,065	190,685
当中間期変動額					
親会社株主に帰属する中間純利益					14,424
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動					376
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	4,709	4,707	△763	3,944
当中間期変動額合計	△1	4,709	4,707	△763	18,745
当中間期末残高	52	△20,970	△20,917	1,301	209,430

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	20,891	21,851
減価償却費	10,048	10,461
持分法による投資損益 (△は益)	△141	△211
賞与引当金の増減額 (△は減少)	366	335
ETCマイレージサービス引当金の増減額 (△は減少)	549	537
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	△1
退職給付に係る資産又は負債の増減額	104	285
受取利息及び受取配当金	△51	△10
支払利息	1,968	695
固定資産売却損益 (△は益)	△34	△80
固定資産除却損	529	699
売上債権の増減額 (△は増加)	27,666	△2,038
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△127,296	△118,316
仕入債務の増減額 (△は減少)	△30,019	△87,972
未払又は未収消費税等の増減額	△17,181	△34,807
その他	2,595	5,841
小計	△110,005	△202,731
利息及び配当金の受取額	61	28
利息の支払額	△2,302	△619
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△2,476	△2,275
営業活動によるキャッシュ・フロー	△114,721	△205,597
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3	△3
定期預金の払戻による収入	6	6
有価証券の売却及び償還による収入	350	50
投資有価証券の取得による支出	△195	—
投資有価証券の売却及び償還による収入	200	31
固定資産の取得による支出	△9,761	△12,363
固定資産の売却による収入	446	119
その他	5	35
投資活動によるキャッシュ・フロー	△8,951	△12,123
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,010	115
長期借入金の返済による支出	△25	△50
道路建設関係社債発行による収入	108,062	310,075
道路建設関係社債償還による支出	△50,000	△60,000
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△48	△396
その他	△230	△299
財務活動によるキャッシュ・フロー	58,768	249,444
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	△0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△64,903	31,722
現金及び現金同等物の期首残高	185,924	72,979
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 121,020	※ 104,701

【中間連結キャッシュ・フロー計算書の欄外注記】

- (注) 1. 前中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△50,000百万円は、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△127,296百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額23,340百万円が含まれております。
2. 当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フロー、道路建設関係社債償還による支出△60,000百万円は、機構法第15条第1項により機構が行った債務引受の額であります。以上の債務引受の主な影響額として、営業活動によるキャッシュ・フロー、たな卸資産の増減額(△は増加)△118,316百万円には、特措法第51条第2項から第4項までの規定により機構に帰属したたな卸資産の額66,564百万円が含まれております。

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 25社

連結子会社の名称

中日本エクシス(株)
中日本エクストール横浜(株)
中日本エクストール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・パトロール東京(株)
中日本ハイウェイ・パトロール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング東京(株)
中日本ハイウェイ・エンジニアリング名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス東名(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス中央(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス名古屋(株)
中日本ハイウェイ・メンテナンス北陸(株)
NEXCO中日本サービス(株)
中日本高速技術マーケティング(株)
(同)NEXCO中日本インベストメント
中日本ハイウェイ・リテール横浜(株)
中日本ハイウェイ・リテール名古屋(株)
中日本ハイウェイ・アドバンス(株)
中日本ロード・メンテナンス静岡(株)
中日本ロード・メンテナンス東京(株)
中日本ロード・メンテナンス東海(株)
中日本ロード・メンテナンス中部(株)
中日本ロード・メンテナンス金沢(株)
中日本高速オートサービス(株)
NEXCO中日本開発(株)
箱根ターンパイク(株)

(2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

(株)ウェイザ
牛山クリーンサービス(株)

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、中間連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 13社

会社の名称

北陸高速道路ターミナル(株)
(株)高速道路総合技術研究所
(株)NEXCOシステムズ
(株)NEXCO保険サービス
ハイウェイ・トール・システム(株)
日本高速道路インターナショナル(株)
中日本施設管理(株)
日本ロード・メンテナンス(株)
(株)東京ハイウェイ
ティーシーメンテナンス(株)
(株)高速保全
NHS名古屋(株)
(株)デーロス・ジャパン

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

会社の名称

(非連結子会社)

(株)ウェイザ

牛山クリーンサービス(株)

(関連会社)

(株)章榮

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、中間決算日が中間連結決算日と異なる会社については、各社の中間会計期間に係る中間財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

すべての連結子会社の中間期の末日は、中間連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

②たな卸資産

仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

商品、製品、仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～50年

構築物 3年～60年

機械及び装置 5年～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間連結会計期間負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を計上しております。

④ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間連結会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

⑤ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ただし、一部の連結子会社においては、発生年度に一括して費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間連結会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

③ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(7) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

②消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

前中間連結会計期間において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「原因者負担収入」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当中間連結会計期間より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた241百万円は、「原因者負担収入」62百万円、「その他」179百万円として組み替えております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間連結会計期間から適用しております。

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行返上部分について、平成28年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は、現時点では不確定要素が多く合理的に金額を算定することが困難であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
	130,080百万円	135,844百万円

※2 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
道路建設関係社債	535,721百万円 (額面額 535,721百万円)	786,579百万円 (額面額 786,579百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債	1,392,520百万円	1,352,520百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
現金及び預金	3百万円	3百万円
投資その他の資産	249百万円	249百万円

※3 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	45百万円	45百万円
その他(構築物)	27百万円	27百万円
その他(機械及び装置)	190百万円	190百万円
その他(車両運搬具)	27百万円	27百万円
計	291百万円	291百万円

4 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
機構	661,000百万円	661,000百万円
東日本高速道路㈱	5百万円	5百万円
西日本高速道路㈱	11百万円	10百万円
計	661,017百万円	661,016百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
機構	1,454,570百万円	1,384,570百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間連結会計期間で道路建設関係社債が60,000百万円（額面額）（前事業年度 道路建設関係社債592,520百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金60,000百万円）減少しております。

※5 消費税等の取扱い

前連結会計年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」又は、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
給与手当・賞与	4,692百万円	4,874百万円
役員退職慰労引当金繰入額	32百万円	48百万円
賞与引当金繰入額	749百万円	756百万円
退職給付費用	722百万円	1,236百万円
業務委託費	1,677百万円	1,817百万円
ETCマイレージサービス引当金繰入額	9,029百万円	9,105百万円
利用促進費	14,608百万円	14,080百万円

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産		
土地	24百万円	36百万円
その他(建物)	－百万円	1百万円
その他(構築物)	10百万円	－百万円
その他(機械及び装置)	－百万円	12百万円
その他(車両運搬具)	0百万円	31百万円
その他(工具、器具及び備品)	－百万円	0百万円
計	35百万円	81百万円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産		
その他(建物)	39百万円	72百万円
その他(構築物)	17百万円	10百万円
その他(機械及び装置)	0百万円	1百万円
その他(車両運搬具)	0百万円	1百万円
その他(工具、器具及び備品)	1百万円	10百万円
無形固定資産	2百万円	－百万円
計	61百万円	97百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間 末株式数(千株)
普通株式	130,000	—	—	130,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
現金及び預金勘定	71,582百万円	105,163百万円
預入期間3ヶ月以内の譲渡性預金 (有価証券勘定)	50,000百万円	—百万円
計	121,582百万円	105,163百万円
預入期間3ヶ月超の定期預金	△562百万円	△462百万円
現金及び現金同等物	121,020百万円	104,701百万円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引 (解約不能のもの)

(1) 道路資産の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1年内	423,715百万円	450,412百万円
1年超	17,524,332百万円	17,322,207百万円
合計	17,948,047百万円	17,772,620百万円

(注) 1. 当社及び機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができることとされています。

ただし、道路資産の貸付料を含む協定が機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができることとされています。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額(加算基準額)を超えた場合、当該超過額(実績料金収入-加算基準額)が加算されることとなっております。

また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額(減算基準額)に足りない場合、当該不足額(減算基準額-実績料金収入)が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1年内	357百万円	396百万円
1年超	1,025百万円	1,077百万円
合計	1,382百万円	1,473百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注)2.参照）。

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
(1) 現金及び預金	73,444	73,444	—
(2) 高速道路事業営業未収入金	72,387	72,387	—
(3) 未収入金	9,777	9,777	—
(4) 有価証券及び投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	401	420	19
②その他有価証券	197	197	—
資産計	156,207	156,227	19
(1) 高速道路事業営業未払金	158,267	158,267	—
(2) 未払法人税等	2,940	2,940	—
(3) 流動負債その他（未払金）	48,021	48,021	—
(4) 道路建設関係社債（1年以内に償還 予定の道路建設関係社債を含む）	535,721	541,521	5,800
(5) 道路建設関係長期借入金（1年内 に返済予定の道路建設関係長期 借入金を含む）	68,013	68,104	91
(6) 長期借入金（1年以内に返済予定の 長期借入金を含む）	933	933	—
負債計	813,898	819,790	5,891

当中間連結会計期間（平成28年9月30日）

	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
（1）現金及び預金	105,163	105,163	—
（2）高速道路事業営業未収入金	80,990	80,990	—
（3）未収入金	15,328	15,328	—
（4）有価証券及び投資その他の資産 （投資有価証券）			
①満期保有目的の債券	350	368	17
②その他有価証券	204	204	—
資産計	202,038	202,056	17
（1）高速道路事業営業未払金	80,052	80,052	—
（2）未払法人税等	8,785	8,785	—
（3）流動負債その他（未払金）	11,452	11,452	—
（4）道路建設関係社債（1年内に償還 予定の道路建設関係社債を含む）	786,579	792,626	6,047
（5）道路建設関係長期借入金（1年内 に返済予定の道路建設関係長期 借入金を含む）	68,129	68,182	53
（6）長期借入金（1年内に返済予定の 長期借入金を含む）	883	883	—
負債計	955,882	961,983	6,100

（注）1．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

（1）現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

また、満期のある預金については、短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（2）高速道路事業営業未収入金及び（3）未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）有価証券及び投資その他の資産（投資有価証券）

満期保有目的の債券及びその他有価証券については、取引所の価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

- (1) 高速道路事業営業未払金、(2) 未払法人税等及び(3) 流動負債その他(未払金)

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 道路建設関係社債(1年以内に償還予定の道路建設関係社債を含む)

主として市場価格に基づき算定しております。

- (5) 道路建設関係長期借入金(1年以内に返済予定の道路建設関係長期借入金を含む)及び(6) 長期借入金(1年以内に返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区分	保有目的	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
非上場株式	子会社及び関連会社株式	4,848	4,952
	その他有価証券	115	43

これらについては、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「資産(4) 有価証券及び投資その他の資産(投資有価証券)」には含めておりません。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (平成28年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上 額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	351	368	17
	(2) 社債	49	51	1
	(3) その他	-	-	-
	小計	401	420	19
時価が連結貸借対照表計上 額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		401	420	19

当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	301	317	16
	(2) 社債	49	51	1
	(3) その他	-	-	-
	小計	350	368	17
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		350	368	17

2. その他有価証券

前連結会計年度（平成28年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	174	78	96
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	174	78	96
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	22	38	△15
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	22	38	△15
合計		197	116	81

当中間連結会計期間（平成28年9月30日）

	種類	中間連結貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額 （百万円）
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	181	78	103
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	181	78	103
中間連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	(1) 株式	23	38	△14
	(2) 債券			
	① 国債・地方債等	—	—	—
	② 社債	—	—	—
	③ その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	23	38	△14
合計		204	116	88

- (注) 1. 時価のある其他有価証券について、次の判断基準に基づき減損処理を行うこととしております。
- (1) 個々の銘柄について時価の下落率が50%を超える場合は、時価が著しく下落していると判断し、回復可能性がない場合は減損処理を行うこととしております。
 - (2) 個々の銘柄について時価の下落率が30%以上50%以下の場合は、次の三要件のいずれかに該当する銘柄を時価が著しく下落しており、回復可能性がないと判断し減損処理を行うこととしております。
 - ① 当該銘柄について、過去2年間にわたり下落率が30%以上50%以下の状態となっている場合
 - ② 当該銘柄の発行会社が債務超過の場合
 - ③ 当該銘柄の発行会社が2期連続で損失を計上し、翌期も損失の計上が予想される場合
2. 非上場株式（前連結会計年度連結貸借対照表計上額 115百万円，当中間連結会計期間中間連結貸借対照表計上額 43百万円）については、市場価格がなく、かつ将来のキャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「其他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度（平成28年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	道路建設関係社債	168,926	168,926	(注) 1
金利通貨スワップの一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む 通貨スワップ取引	道路建設関係社債	31,794	31,794	(注) 2
合 計			200,721	200,721	—

- (注) 1. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。
2. 通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

当中間連結会計期間（平成28年9月30日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	道路建設関係社債	311,437	311,437	(注) 1
金利通貨スワップの一体処理 (特例処理・振当処理)	金利の変換を含む 通貨スワップ取引	道路建設関係社債	96,341	96,341	(注) 2
合 計			407,779	407,779	—

- (注) 1. 通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。
2. 通貨スワップの振当処理によるもの及び金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている道路建設関係社債と一体として処理されているため、その時価は、当該道路建設関係社債の時価に含めて記載しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載は省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当中間連結会計期間(平成28年9月30日)

賃貸等不動産の中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価に、前連結会計年度の末日に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、最高経営意思決定機関が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経営組織の形態と事業の特性に基づいて、「高速道路事業」「休憩所事業」「その他（関連）事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」は、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。「休憩所事業」は、高速道路内におけるサービスエリアの建設、管理及び運営を行っております。「その他（関連）事業」は、受託事業、トラックターミナル事業、占用施設活用事業、物販事業等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であり、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

また、共通部門に関わる有形固定資産及び無形固定資産については、各報告セグメントに配分しておりませんが、関連する費用については、合理的な基準に基づき各報告セグメントに配分しております。

なお、セグメント間の内部売上高又は振替高は、市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額(注)1	中間連結財務諸表計上額(注)2
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連）事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	359,261	16,553	5,216	381,030	—	381,030
セグメント間の内部売上高又は振替高	11	1	0	13	△13	—
計	359,272	16,554	5,216	381,043	△13	381,030
セグメント利益	16,835	3,413	8	20,257	4	20,261
セグメント資産	1,203,821	173,325	13,734	1,390,880	133,858	1,524,739
セグメント負債	1,055,495	1,000	975	1,057,470	248,977	1,306,447
その他の項目						
減価償却費	8,257	1,639	152	10,048	—	10,048
持分法適用会社への投資額	3,850	—	827	4,678	—	4,678
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,693	688	337	4,719	1,209	5,928

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額4百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2) セグメント資産の調整額133,858百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは余資運用資金（預金及び有価証券）及び共通部門に関わる資産等であります。

(3) セグメント負債の調整額248,977百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,209百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。

2. セグメント利益は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

	報告セグメント				調整額(注)1	中間連結財務諸表計上額(注)2
	高速道路事業	休憩所事業	その他(関連)事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	404,825	16,579	10,251	431,655	—	431,655
セグメント間の内部売上高又は振替高	10	3	0	14	△14	—
計	404,836	16,582	10,252	431,670	△14	431,655
セグメント利益又は損失(△)	18,085	3,237	△57	21,265	3	21,269
セグメント資産	1,011,690	175,709	17,035	1,204,436	121,514	1,325,951
セグメント負債	854,708	—	875	855,583	260,937	1,116,520
その他の項目						
減価償却費	8,674	1,642	144	10,461	—	10,461
持分法適用会社への投資額	4,033	—	814	4,847	—	4,847
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,693	822	11	6,528	553	7,081

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益又は損失(△)の調整額3百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。
 - (2) セグメント資産の調整額121,514百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは現金、預金及び共通部門に関わる資産等であります。
 - (3) セグメント負債の調整額260,937百万円は、各報告セグメントに配分していない全社負債であり、その主なものは未払金及び退職給付に係る負債等であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額553百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であり、その主なものは当社のシステム開発によるものであります。
2. セグメント利益又は損失は、中間連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	335,450	23,340	22,239	381,030

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
機構	23,392	高速道路事業

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	337,640	66,564	27,450	431,655

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
機構	66,597	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

のれんの償却額及び未償却残高はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当中間期償却額	－	－	－	－	171	171
当中間期末残高	－	－	－	－	4,357	4,357

当中間連結会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

のれんの償却額及び未償却残高はありません。

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				全社・消去	合計
	高速道路事業	休憩所事業	その他（関連） 事業	計		
当中間期償却額	－	－	－	－	171	171
当中間期末残高	－	－	－	－	4,014	4,014

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり中間純利益金額	105.56円	110.95円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	13,724	14,424
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益金額(百万円)	13,724	14,424
普通株式の期中平均株式数(千株)	130,000	130,000

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成28年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1株当たり純資産額	1,450.92円	1,600.99円
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(百万円)	190,685	209,430
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	2,065	1,301
(うち非支配株主持分)(百万円)	(2,065)	(1,301)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額(百万円)	188,620	208,129
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数(千株)	130,000	130,000

(重要な後発事象)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第67回社債
発行総額	金500億円
利率	年0.030パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成28年11月30日
償還期日	平成33年9月17日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

II 重要な契約の変更

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更することを、平成28年10月13日開催の取締役会にて決議し、それに基づき平成28年12月12日付けで変更の協定を締結するとともに、国土交通省へ「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等」の事業変更許可申請を行い、平成28年12月14日付けで許可を受けています。

- ① 協定の相手方
機構

- ② 協定締結日
平成28年12月12日

- ③ 変更の内容

熊本地震における橋梁の損傷状況を踏まえた耐震補強工事に関する事業の追加、料金割引の見直しによる計画料金収入の見直し等をしております。

これらを受け修繕に係る債務引受限度額が増額、道路資産の貸付料の額及び計画料金収入の額が減額となっております。

- ④ 影響

平成28年度から平成72年度までの期間において、修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額29,284百万円（消費税込み）が増額となります。

また、計画料金収入90,861百万円（消費税込み）及び道路資産の貸付料67,198百万円（消費税込み）がそれぞれ減額となります。

なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動する場合には、道路資産の貸付料の金額もそれに連動して変動することとされております。

また、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務諸表 注記事項 (リース取引関係)」の一部において、この協定の変更内容を反映させた場合には以下のとおりとなります。

オペレーティング・リース取引（解約不能のもの）

(1) 道路資産の未経過リース料

	当中間連結会計期間 (平成28年9月30日)
1年内	445,123百万円
1年超	17,265,276百万円
合計	17,710,400百万円

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	69,402	100,966
高速道路事業営業未収入金	72,391	80,995
未収入金	9,066	※5 14,941
たな卸資産	685,632	802,606
その他	25,267	34,289
貸倒引当金	△9	△11
流動資産合計	861,750	1,033,787
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産	※2 85,630	※2 82,563
無形固定資産	2,824	2,718
高速道路事業固定資産合計	88,454	85,282
関連事業固定資産		
有形固定資産		
土地	109,507	109,496
その他(純額)	35,484	34,593
有形固定資産合計	※2 144,991	※2 144,089
無形固定資産	641	612
関連事業固定資産合計	145,633	144,701
各事業共用固定資産		
有形固定資産	17,350	16,904
無形固定資産	4,440	4,124
各事業共用固定資産合計	21,791	21,029
その他の固定資産		
有形固定資産	614	601
その他の固定資産合計	614	601
投資その他の資産		
投資その他の資産	※1 12,117	※1 11,973
貸倒引当金	△435	△432
投資その他の資産合計	11,682	11,540
固定資産合計	268,177	263,155
繰延資産	994	1,549
資産合計	※1 1,130,922	※1 1,298,492

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	180,182	92,298
1年以内返済予定長期借入金	0	0
リース債務	233	216
未払法人税等	761	8,040
引当金	1,189	1,220
その他	76,841	59,208
流動負債合計	259,208	160,984
固定負債		
道路建設関係社債	※1 535,721	※1 786,579
道路建設関係長期借入金	68,013	68,129
その他の長期借入金	7	7
リース債務	343	234
退職給付引当金	56,373	56,664
その他の引当金	8,669	9,206
その他	23,952	23,874
固定負債合計	693,081	944,695
負債合計	952,289	1,105,679
純資産の部		
株主資本		
資本金	65,000	65,000
資本剰余金		
資本準備金	65,000	65,000
その他資本剰余金	6,650	6,650
資本剰余金合計	71,650	71,650
利益剰余金		
その他利益剰余金		
安全性向上積立金	3,975	-
高速道路事業積立金	11,966	15,725
固定資産圧縮積立金	440	432
別途積立金	22,479	25,405
繰越利益剰余金	3,121	14,598
利益剰余金合計	41,982	56,162
株主資本合計	178,632	192,812
純資産合計	178,632	192,812
負債純資産合計	1,130,922	1,298,492

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
高速道路事業営業損益		
営業収益	359,187	404,638
営業費用	342,520	386,423
高速道路事業営業利益	16,666	18,215
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	1,627	7,290
休憩所等事業収入	7,185	7,169
不動産賃貸収入	35	34
その他の事業収入	572	427
営業収益合計	9,420	14,922
営業費用		
受託業務費用	1,690	7,425
休憩所等事業費	5,013	4,994
不動産賃貸費用	15	16
その他の事業費用	845	684
営業費用合計	7,564	13,120
関連事業営業利益	1,855	1,802
全事業営業利益	18,522	20,017
営業外収益	※1 636	※1 979
営業外費用	※2 33	※2 33
経常利益	19,124	20,964
特別利益	35	71
特別損失	27	56
税引前中間純利益	19,131	20,979
法人税、住民税及び事業税	6,720	6,650
法人税等調整額	△395	149
法人税等合計	6,324	6,799
中間純利益	12,807	14,179

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当中間期変動額				
安全性向上積立金の取崩				
高速道路事業積立金の取崩				
固定資産圧縮積立金の取崩				
別途積立金の積立				
中間純利益				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本						株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金							
	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
	安全性向上積立金	高速道路事業積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,001	13,353	434	20,024	△2,296	39,517	176,168	176,168
当中間期変動額								
安全性向上積立金の取崩	△4,025				4,025	-	-	-
高速道路事業積立金の取崩		△1,387			1,387	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩			△1		1	-	-	-
別途積立金の積立				2,454	△2,454	-	-	-
中間純利益					12,807	12,807	12,807	12,807
当中間期変動額合計	△4,025	△1,387	△1	2,454	15,767	12,807	12,807	12,807
当中間期末残高	3,975	11,966	433	22,479	13,470	52,325	188,975	188,975

当中間会計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	65,000	65,000	6,650	71,650
当中間期変動額				
安全性向上積立金の取崩				
高速道路事業積立金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の調整額				
別途積立金の積立				
中間純利益				
当中間期変動額合計	-	-	-	-
当中間期末残高	65,000	65,000	6,650	71,650

	株主資本						株主資本合計	純資産合計
	利益剰余金							
	その他利益剰余金					利益剰余金合計		
	安全性向上積立金	高速道路事業積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	3,975	11,966	440	22,479	3,121	41,982	178,632	178,632
当中間期変動額								
安全性向上積立金の取崩	△3,975				3,975	-	-	-
高速道路事業積立金の積立		3,759			△3,759	-	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩			△6		6	-	-	-
税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の調整額			△0		0	-	-	-
別途積立金の積立				2,925	△2,925	-	-	-
中間純利益					14,179	14,179	14,179	14,179
当中間期変動額合計	△3,975	3,759	△7	2,925	11,477	14,179	14,179	14,179
当中間期末残高	-	15,725	432	25,405	14,598	56,162	192,812	192,812

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産

① 仕掛道路資産

個別法による原価法によっております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

② 商品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

③ 原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	7～50年
構築物	8～60年
機械及び装置	5～17年

また、当社が道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

社債の償還期限までの期間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した金額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末支給額を計上しております。

(5) ETCマイレージサービス引当金

ETCマイレージサービス制度による無料走行に備えるため、当中間会計期間末におけるポイント発行残高に対する将来の使用見込額を計上しております。

(6) ポイント引当金

カード利用促進を目的とするポイント制度に基づき、カード会員に付与したポイントの使用により発生する費用負担に備えるため、当中間会計期間末における将来の使用見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

道路資産完成高及び道路資産完成原価の計上には、「高速道路事業等会計規則」により工事完成基準を適用しております。

また、受託業務収入に係る工事契約については、当中間会計期間末までの進捗部分についての成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。

なお、平成21年3月31日以前に着手した工事については、請負金額が50億円以上の長期工事（工期2年超）については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。また、振当処理の要件を満たしている通貨スワップについては振当処理を、特例処理の条件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：通貨スワップ、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建社債

(3) ヘッジ方針

主に当社の内規に基づき、外貨建取引の為替相場変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎として、有効性を評価しております。ただし、振当処理によっている通貨スワップ及び特例処理によっている金利スワップについては、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

7. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっております。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当中間会計期間から適用しております。

(厚生年金基金の代行返上)

当社が加入する建設関係法人厚生年金基金は、厚生年金基金の代行返上部分について、平成28年4月1日付で厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けました。今後、代行部分過去分返上認可の日及び年金資産の返還の日において、代行返上に伴う損益を計上し、代行部分過去分に係る退職給付債務の消滅を認識する予定であります。

なお、損益に与える影響額は、現時点では不確定要素が多く合理的に金額を算定することが困難であります。

(中間貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路会社法第8条の規定により、下記の社債に係る債務に対して、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
道路建設関係社債	535,721百万円 (額面額535,721百万円)	786,579百万円 (額面額786,579百万円)
機構法第15条の規定により機構に 引き渡した社債	1,392,520百万円	1,352,520百万円

なお、上記の他、担保に供している資産は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
投資その他の資産	234百万円	234百万円

※2 有形固定資産の圧縮記帳

国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
高速道路事業固定資産		
機械及び装置	3百万円	3百万円
車両運搬具	27百万円	27百万円
関連事業固定資産		
建物	8百万円	8百万円
構築物	27百万円	27百万円
機械及び装置	186百万円	186百万円
計	253百万円	253百万円

3 保証債務

下記の会社等の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 民営化関係法施行法第16条の規定により、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱が道路公団から承継した借入金及び道路債券（国からの借入金、機構が承継した借入金及び国が保有している債券を除く）に係る債務については、機構、東日本高速道路㈱及び西日本高速道路㈱と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
機構	661,000百万円	661,000百万円
東日本高速道路㈱	5百万円	5百万円
西日本高速道路㈱	11百万円	10百万円
計	661,017百万円	661,016百万円

- (2) 機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を機構に引き渡した額については、以下のとおり連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
機構	1,454,620百万円	1,384,620百万円

なお、上記引き渡しにより、当中間会計期間で道路建設関係社債が60,000百万円（額面額）（前事業年度 道路建設関係社債592,520百万円（額面額）、道路建設関係長期借入金60,000百万円）減少しております。

4 貸出コミットメント

当社は、グループ内資金の効率化を図ることを目的としてCMS（キャッシュ・マネジメント・サービス）基本契約を締結し、当該契約にて貸付限度額を設定しております。この契約に基づく貸出未実行残高は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当中間会計期間 (平成28年9月30日)
貸出コミットメントの総額	22,500百万円	22,500百万円
貸出実行残高	16百万円	28百万円
差引額	22,483百万円	22,471百万円

※5 消費税等の取扱い

前事業年度（平成28年3月31日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（平成28年9月30日）

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動資産の「未収入金」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

※1 営業外収益のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
受取利息	10百万円	0百万円
有価証券利息	14百万円	－百万円
受取配当金	375百万円	735百万円
土地物件貸付料	97百万円	113百万円

※2 営業外費用のうち主要な項目及び金額は以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
支払利息	20百万円	17百万円
物品売却損	12百万円	13百万円

3 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
有形固定資産	7,945百万円	8,188百万円
無形固定資産	1,288百万円	1,343百万円

(有価証券関係)

前事業年度(平成28年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式5,586百万円、関連会社株式1,897百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当中間会計期間(平成28年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式5,586百万円、関連会社株式1,897百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(重要な後発事象)

I 社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行しました。

区分	中日本高速道路株式会社第67回社債
発行総額	金500億円
利率	年0.030パーセント
発行価格	額面100円につき金100円
払込期日	平成28年11月30日
償還期日	平成33年9月17日
担保	一般担保
資金の使途	高速道路の新設及び改築並びに修繕、災害復旧 その他の管理の資金

なお、上記の社債に、以下の特約が付されております。

- ① 機構法の規定により、債券に係る債務が機構によって引き受けられた場合、同機構は、当社と連帯して当該債務を負うこととされております。
- ② 上記①に定める債務引受がなされた場合、本債券の債権者は、機構法の規定により、機構の総財産についても、担保に供されることとしております。
- ③ 上記②の先取特権の順位は、日本高速道路保有・債務返済機構債券の債権者の先取特権と同順位となるとされております。

II 重要な契約の変更

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等に関する協定」の一部を変更することを、平成28年10月13日開催の取締役会にて決議し、それに基づき平成28年12月12日付けで変更の協定を締結するとともに、国土交通省へ「高速自動車国道中央自動車道富士吉田線等」の事業変更許可申請を行い、平成28年12月14日付けで許可を受けています。

- ① 協定の相手方
機構

- ② 協定締結日
平成28年12月12日

- ③ 変更の内容

熊本地震における橋梁の損傷状況を踏まえた耐震補強工事に関する事業の追加、料金割引の見直しによる計画料金収入の見直し等をしております。

これらを受け修繕に係る債務引受限度額が増額、道路資産の貸付料の額及び計画料金収入の額が減額となっております。

- ④ 影響

平成28年度から平成72年度までの期間において、修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額29,284百万円（消費税込み）が増額となります。

また、計画料金収入90,861百万円（消費税込み）及び道路資産の貸付料67,198百万円（消費税込み）がそれぞれ減額となります。

なお、実績料金収入が協定に於いて定める計画料金収入の金額と比較して一定の割合を超えて変動する場合には、道路資産の貸付料の金額もそれに連動して変動することとされております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度（第11期）（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）
平成28年6月27日東海財務局長に提出
- (2) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類
平成28年10月7日東海財務局長に提出
- (3) 発行登録追補書類（普通社債）及びその添付書類
平成28年11月22日東海財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

下表に記載する社債(以下「各社債」といいます。)には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」といいます。)は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)(以下「機構法」といいます。)第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路(注1)に係る道路資産(注2)が道路整備特別措置法(昭和31年法律第7号)第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時(注3)において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。各社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が各社債に係る債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により重畳的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

債務引受けの詳細については前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1)財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える要因 ② 機構による債務引受け等」を併せてご参照下さい。

- (注) 1. 高速道路株式会社法(平成16年法律第99号)第2条第2項に規定する高速道路をいいます。
2. 道路(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路をいいます。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くもの)とします。)をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(上記対象となっている社債)

(平成28年12月19日現在)

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第57回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年5月30日	100,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第2回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年8月5日	50,840 (5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第3回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成26年11月5日	53,825 (5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第58回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年2月19日	25,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第59回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年2月19日	10,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第60回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年2月19日	10,000	非上場・非登録

有価証券の名称	発行年月日	償還金額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名
中日本高速道路株式会社第61回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年6月2日	60,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第4回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年9月17日	48,300 (4億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第62回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年11月13日	50,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第63回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成27年11月13日	20,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第5回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年2月16日	47,756 (4億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第6回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年4月25日	65,622 (6億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第1回豪ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年5月31日	7,872 (1億豪ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第7回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年5月31日	71,344 (6.5億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第64回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年5月31日	9,800	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第65回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年7月14日	60,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第8回米ドル建て社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年9月14日	62,220 (6億米ドル)	シンガポール証券取引所
中日本高速道路株式会社第66回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年9月28日	34,000	非上場・非登録
中日本高速道路株式会社第67回社債(一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構重畳的債務引受条項付)	平成28年11月30日	50,000	非上場・非登録

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱(以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。)に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

平成28年9月30日現在の機構の概要は次のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くこととされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、平成28年9月30日現在、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、現任の理事長の任期は4年、理事の任期は2年、監事の任期は独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下、「通則法」といいます。)第21条第2項の規定に基づく任期であります。
- ⑤ 資本金及び資本構成

平成28年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

	(単位：百万円)
I 資本金	5,571,386
政府出資金	4,067,791
地方公共団体出資金	1,503,595
II 資本剰余金	842,675
資本剰余金	89
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932
損益外除売却差額相当額	△44
損益外減価償却累計額	△6,240
損益外減損損失累計額	△2,061
III 利益剰余金	4,491,659
純資産合計	10,905,720

機構の財務諸表は、通則法、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります(通則法第38条)。また、その監査については、機構の監事(通則法第19条第4項)及び会計監査人(通則法第39条)により実施されるもののほか、会計検査院法(昭和22年法律第73号)第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

- (a) 目的
高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること
- (b) 業務の範囲
 - (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
 - (ii) 承継債務の返済(返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。)
 - (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充

てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）

- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、首都高速道路㈱又は阪神高速道路㈱に対する首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (viii) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (ix) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (x) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
- (xi) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xii) 上記(xi)の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させる業務

(c) 事業に係る関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりです。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより平成77年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び各高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月15日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社及び連結子会社の平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成28年12月15日

中日本高速道路株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 裕之 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 大 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 都 成哲 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている中日本高速道路株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中日本高速道路株式会社の平成28年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。